

深谷グリーンパーク指定管理者基本協定書

深谷市（以下「甲」という。）と●（以下「乙」という。）とは、深谷市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 18 年条例第 77 号。以下「手續条例」という。）第 7 条の規定に基づき、深谷グリーンパーク（以下「グリーンパーク」という。）の維持管理・運営に関する業務（以下「本業務」という。）に関し、次のとおり深谷グリーンパーク指定管理者基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 本協定は、甲及び乙が相互に協力し、グリーンパークの設置目的を効果的かつ効率的に達成するとともに、グリーンパークを適正かつ円滑に維持管理及び運営するために必要な基本事項を定めるものとする。

（指定管理者の指定の意義）

第 2 条 甲及び乙は、グリーンパークの維持管理及び運営に関して甲が指定管理者の指定を行うことの意義は、乙の能力を活用しつつ、利用者サービスの向上並びに効率的かつ効果的な維持管理及び運営を図り、もって本事業の目的を達成することにあることを確認する。

（信義誠実の原則）

第 3 条 甲及び乙は、互いに協力し信義を重んじ、本協定等を誠実に履行しなければならない。

（用語の意義）

第 4 条 本協定において定義されていない用語については、深谷グリーンパーク再整備事業募集要項及び深谷グリーンパーク再整備事業基本契約書に定めるところによる。

（管理施設）

第 5 条 乙は本協定に基づき、次に掲げる施設の本業務を行う。

名 称	位 置
深谷グリーンパーク	深谷市榎合 763 番地

2 乙は、善良なる管理者の注意をもって管理施設及び備品等を維持管理及び運営しなければならない。

（指定期間）

第 6 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 244 条の 2 第 5 項の規定による指定期間は、令和 12 年 4 月 1 日から令和 22 年 3 月 31 日までとする。

2 本協定において年度とは、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間をいう。

(年度協定)

第7条 甲及び乙は、本協定とは別に、年度ごとに深谷グリーンパーク管理業務年度協定書（以下「年度協定」という。）を締結するものとする。

第2章 本業務の範囲

(本業務の範囲)

第8条 深谷市深谷グリーンパーク条例（平成18年条例第183号。以下「条例」という。）

第10条第1項に規定する本業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本施設の維持管理及び運営に関する業務
- (2) 本施設の利用の許可、許可の制限、取消し及び利用停止に関する業務
- (3) 本施設の利用料金の設定、徴収、減免及び還付に関する業務
- (4) 本施設の設置目的の達成に資する事業の企画及び実施に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認める業務

2 前項各号に掲げる業務の細目は、要求水準書に定めるとおりとする。

(甲が行う業務の範囲)

第9条 甲が自らの責任と費用において実施する業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 不服申立てに関する業務
- (2) 目的外使用許可に関する業務
- (3) その他本施設の維持管理及び運営に関し、指定管理者が行うことができない業務

第3章 本業務の実施

(本業務の実施)

第10条 乙は、基本契約、本協定、年度協定、法令及び関係条例等のほか、募集要項等、提案書、事業計画書（指定期間全体に係るものをいう。以下同じ。）、長期修繕計画書、年度事業計画書及び事業概要書に従って本業務を実施するものとする。

2 基本契約、本協定、年度協定、募集要項等、提案書、事業計画書、長期修繕計画書、年度事業計画書、事業概要書の間に矛盾又は齟齬がある場合は、基本契約、本協定、年度協定、募集要項等、提案書、事業計画書、長期修繕計画書、年度事業計画書、事業概要書の順にその解釈が優先されるものとする。

(本業務の範囲及び内容の変更等)

第11条 甲又は乙は、必要と認めるときは、相手方に対する通知をもって、本業務の範囲及び内容の変更又はその全部若しくは一部の中止について協議を申し入れることができる。

2 甲又は乙は、前項の申し入れがあったときは、協議に応じなければならない。

3 第1項の規定による本業務の範囲若しくは内容の変更又は本業務の全部若しくは一部の中止に伴う対価の取扱いについては、第24条の定めるところによる。

(再委託の制限)

第12条 乙は、本業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
ただし、甲が特に認める業務については、第三者に委託し、又は請け負わせることができる。

2 乙が本業務の一部を第三者に実施させる場合は、すべて乙の責任及び費用において行うものとし、当該業務に関して乙が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、すべて乙の責めに帰すべき事由とみなし、乙がこれを負担するものとする。

(管理施設の修繕等)

第13条 乙は、管理施設及び設備等について、長期修繕計画書又は年度事業計画書のいずれにも定めのない修繕を要する箇所を発見したときは、速やかに甲に報告しなければならない。

2 甲は、前項の規定による報告を受けたときは、乙と当該修繕への対応について協議するものとする。

(緊急時の対応)

第14条 指定期間中、本業務の実施に関連して事故や災害等の緊急事態が発生した場合又はそのおそれがある場合は、乙は速やかに必要な措置を講じるとともに、甲を含む関係者に対して緊急事態発生を報告しなければならない。

2 事故や災害等が発生した場合、乙は甲と協力して事故等の原因調査に当たるものとする。

(個人情報の保護等)

第15条 乙は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び深谷市個人情報保護法施行条例（令和4年深谷市条例第17号）の規定を遵守するほか、本業務の実施に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損等の事故の防止その他の個人情報の適正な管理のために、別記「個人情報取扱特記事項」に基づき必要な措置を講じなければならない。

(秘密保持義務)

第16条 乙又は本業務の全部又は一部に従事する者は、本業務の実施によって知り得た秘密を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。指定期間が満了し、若しくは指定を取り消された後においても同様とする。

(情報公開)

第17条 乙は、本業務を行うに当たって、保有する文書の公開等について、深谷市情報公開条例（平成18年条例第13号）を遵守しなければならない。

(情報システムの管理)

第18条 乙は、情報システム（コンピュータ、ネットワーク及び記録媒体で構成され、情報処理を行う仕組みをいう。）を用いて業務を行う場合には、情報システムを適切に

管理し、情報の漏えい、改ざん等のセキュリティ事故等の防止を確実に行わなければならない。

(備品の管理)

第19条 乙は、当該施設の備品を購入する場合は、備品の所有権及び購入に関する経費について、甲と協議しその備品の帰属等について事前に明らかにすることとする。

2 乙は、甲から貸与された備品については、その管理にあたり甲の定める基準に準じた備品台帳を作成するとともに、深谷市物品規則及び関係例規に基づき、これを適切に管理しなければならない。

3 乙は、本協定が終了したときは、本業務の実施に係る備品等を甲又は甲が指定した者に引き継がなければならない。

(環境への配慮)

第20条 乙は、本業務の実施に当たり、次のとおり環境への配慮に留意するものとする。

(1) 電気、ガス、水等の使用量削減に向けた取組を進め、省エネルギーの徹底と二酸化炭素などの温室効果ガスの排出抑制に努めるとともに、廃棄物の発生を抑制し、リサイクルの推進や適正処理を図ること。

(2) 資源採取から廃棄物に至る物品等のライフサイクル全体について、環境負荷の低減に配慮した物品の調達に努めること。

第4章 本業務の実施に係る確認事項

(年度事業計画書)

第21条 乙は、毎年度、甲が指定する期日までに、当該年度に係る年度事業計画書を甲に提出し、その承認を得なければならない。

2 年度事業計画書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 本業務全体及び維持管理業務の実施体制並びに実施工程に関する事項

(2) 点検、保守、修繕及び設備更新等の実施計画に関する事項

(3) 長期修繕計画書の見直しに関する事項

(4) 運営業務及び本施設の利用計画に関する事項

(5) 利用料金収入及び本業務に係る経費等の収支計画に関する事項

(6) 自主事業の実施計画に関する事項

(7) その他甲が必要と認める事項

3 乙は、前項の承認を受けた年度事業計画書を変更しようとするときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

(事業報告書等)

第22条 乙は、毎年度終了後30日以内に、本業務に関し、次に掲げる事項を記載した事業報告書を甲に提出し、本業務及び経理の状況について甲の確認を受けなければならない。

(1) 本業務の実施状況

- (2) 本施設の利用状況
 - (3) 利用料金収入の実績及び算定根拠並びに本業務に係る経費等の収支状況
 - (4) 点検、保守、修繕及び設備更新等の実施状況並びに長期修繕計画書の見直し状況
 - (5) 自主事業の実施状況及び収支状況
 - (6) 利用者からの意見、要望及び苦情並びに利用者アンケート等の実施結果及び対応状況
 - (7) その他甲が必要と認める事項
- 2 乙は、本業務の実施状況について業務日誌を作成し、適切に保管するとともに、毎月終了後、翌月 15 日までに、前項各号に掲げる事項に準じた月次報告書を甲に提出しなければならない。
- 3 乙は、年度の途中において指定管理者の指定を取り消されたときは、その取消しの日から起算して 30 日以内に、当該年度の指定を取り消された日までの事業報告書を甲に提出しなければならない。
- 4 甲は、必要があると認めるときは、事業報告書又は月次報告書の内容その他これらに関連する事項について、乙に報告又は説明を求めることができる。

(業務実施状況の確認及び改善勧告)

- 第 23 条 甲は、別紙 1 に基づきモニタリングを実施するものとする。また、乙は、セルフモニタリングを実施するとともに、甲が実施するモニタリングに協力するものとする。
- 2 甲は、前条の規定による報告書の確認及び前項のモニタリングのほか、乙による本業務の実施状況及びこれに係る収支状況を確認するため、随時、本施設に立ち入り、実地に調査し、乙の帳簿、書類等を検査し、又は必要な報告若しくは説明を求めることができる。
- 3 乙は、甲から前項の求めがあったときは、合理的な理由がある場合を除き、これに応じなければならない。
- 4 前条並びに第 1 項及び第 2 項の規定による確認の結果、乙が甲の承認を受けた年度事業計画書に従って本業務を実施していないと認めるときは、甲は、乙に対し、必要な指示をし、又は業務の改善を勧告することができる。
- 5 乙は、前項の指示又は改善勧告を受けたときは、速やかに必要な改善措置を講じ、その結果を甲に報告しなければならない。乙が当該指示又は改善勧告に従わない場合の措置については、第 35 条の定めるところによる。

第 5 章 本業務に係る対価及び利用料金

(本業務に係る対価)

- 第 24 条 甲は、乙に対し、本業務に係る対価（以下「対価」という。）を支払うものとする。
- 2 各年度における対価の額及び構成、支払方法、改定方法その他必要な事項は、別紙 2 及び年度協定に定めるものとする。ただし、別紙 2 に定める改定方法によってもなお、

特別な事情により対価の額が著しく不適當となったときは、業務内容及び対価の改定について、甲乙協議のうえ、その対応について別途定めるものとする。

3 第 11 条第 3 項の規定による対価の取扱いについては、甲及び乙は、協議の上、変更額その他必要な事項を定め、年度協定を変更するものとする。この場合において、乙は、年度事業計画書を変更し、甲の承認を得なければならない。

4 前条第 4 項の指示又は改善勧告に基づく改善措置後も、年度事業計画書に定める業務の実施状況又はその成果が要求水準書に定める水準に達していないと甲が認めるときは、甲は、別紙 1 及び別紙 2 の定めるところにより、乙の承諾を要せず、対価を減額し、又は既に支払った対価の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

(利用料金収入の取扱い)

第 25 条 乙は、法第 244 条の 2 第 8 項の規定に基づき、本施設に係る利用料金を自己の収入として収受することができる。

2 前項の規定により収受した利用料金収入の額が別紙 3 に定める基準額を超えるときは、乙は、その超える額の一部について、甲の確認を受けた上で甲に納付しなければならない。

(利用料金の決定及び改定)

第 26 条 乙は、募集要項及び要求水準書に従い、提案書に示した内容を基本として、甲との協議を経て利用料金を決定するものとする。

2 乙は、第 23 条第 1 項の規定によるモニタリングの結果及び第 24 条第 2 項の規定に基づく対価の改定の状況等に応じ、利用料金を改定する必要があると認めるときは、その対応について甲との協議を行うことができる。

(利用料金の減免)

第 27 条 乙は、条例第 14 条及び深谷市深谷グリーンパーク条例施行規則（平成 18 年深谷市規則第 141 号。以下「規則」という。）第 4 条の規定により、利用料金を減額し、又は免除しようとするときは、減額又は免除を開始しようとする 2 か月前までに、次に掲げる事項を記載した書面により甲に申し出て、その承認を受けなければならない。ただし、甲がやむを得ない事情があると認める場合は、この限りでない。

(1) 減額又は免除の条件

(2) 減額の割合

2 乙は、前項の承認を受けて利用料金を減額し、又は免除しようとするときは、適切な方法により、事前に十分な周知を図らなければならない。

第 6 章 損害賠償及び不可抗力

(損害賠償等)

第 28 条 乙は、故意又は過失により管理施設（設備又は備品等を含む。）を損傷し、又は滅失したときは、甲の指示に従い、原状に回復し、又はこれによって生じた損害を甲に賠償しなければならない。

- 2 乙の責めに帰すべき事由による指定の取消し又は本業務の全部若しくは一部の停止により甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を甲に賠償しなければならない。

(第三者への賠償)

第29条 本業務又は自主事業の実施に関し、乙の責めに帰すべき事由により第三者に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

- 2 前項の場合において、甲が第三者に損害を賠償したときは、甲は、乙に対し、当該賠償額及び賠償に伴い生じた費用を求償することができる。
- 3 本業務又は自主事業の実施に関し、甲の責めに帰すべき事由により第三者に損害が生じたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合において、乙が第三者に損害を賠償したときは、乙は、甲に対し、当該賠償額及び賠償に伴い生じた費用を求償することができる。
- 4 甲及び乙のいずれの責めにも帰すことができない事由により、本業務の実施に関して第三者に損害が生じたときは、甲及び乙は、法令の定め、保険によるてん補の有無及び第31条の規定を踏まえ、その対応及び費用負担について協議して定めるものとする。なお、自主事業については、第40条第1項の定めるところによる。

(不可抗力発生時の対応)

第30条 乙は、不可抗力が発生した場合、その影響を早期に除去すべく早急に対応措置を取り、発生する損害・損失及び増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

(不可抗力によって発生した費用等の負担)

- 第31条 不可抗力の発生に起因して乙に損害・損失や増加費用が発生した場合、乙は、その内容や程度の詳細を記載した書面をもって甲に通知するものとする。
- 2 甲は、前項の通知を受け取った場合、損害状況の確認を行った上で甲と乙とで協議を行い、不可抗力の判定及び費用負担等を決定するものとする。
 - 3 第2項の規定にかかわらず、不可抗力の発生に起因して乙に生じた損害、損失又は増加費用のうち、市民サービス及び市民保護の観点から合理性が認められるものについては、甲が負担することを原則とする。ただし、乙が加入している保険によりてん補された金額相当分は、甲の負担に含まない。
 - 4 不可抗力の発生に起因して甲に損害・損失や増加費用が発生した場合、当該費用については甲が負担するものとする。

(不可抗力による一部の業務実施の免除)

- 第32条 前条第2項に定める協議の結果、不可抗力の発生により本業務の一部の実施ができなくなつたと認められた場合、乙は不可抗力により影響を受ける限度において本協定に定める義務を免れるものとする。
- 2 乙が不可抗力により業務の一部を実施できなかった場合、甲は、乙との協議の上、乙が当該業務を実施できなかったことにより免れた費用分を本業務に係る対価から減額することができるものとする。

第7章 指定期間の満了等

(業務の引継ぎ等)

第33条 乙は、本協定の終了に際し、甲が定める期間内に、乙の費用負担により、甲又は甲が指定した者に対して本業務及び関係書類等を適正に引き継がなければならない。ただし、甲の承認を得たときはこの限りでない。

2 乙は、本協定終了の2年前から、甲と本協定終了後の運営体制等について協議を行うものとする。

3 甲は、必要と認める場合には、本協定の終了に先立ち、乙に対して甲又は甲が指定する者による管理施設の視察を申し出ることができるものとする。

4 乙は、甲から前項の申し出を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いてその申し出に応じなければならない。

(原状回復義務)

第34条 乙は本協定の終了までに、管理施設を原状に回復し、甲に対して管理施設を明け渡さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、甲が認めた場合には、乙は管理施設の原状回復は行わずに、別途甲が定める状態で甲に対して管理施設を明け渡すことができるものとする。

第8章 指定期間満了前の指定の取消し

(甲による指定の取消し等)

第35条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、指定期間の途中であっても、乙に対して指定管理者の指定の取消し又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 業務に際し不正行為があったとき。

(2) 甲に対し報告した内容に虚偽があることが判明したとき。

(3) 乙が本協定の内容を履行せず、又は本協定に違反したとき。

(4) 乙が第23条第4項の指示又は改善勧告に従わないとき。

(5) 乙の経営状況から判断して本協定による業務を継続させることが適当でないとき。

(6) 乙が不正な手段により指定を受けたとき。

(7) その他甲が必要と認めるとき。

2 甲は、前項の規定に基づいて指定の取消し、又は本業務の停止を行おうとするときは、事前に次の事項を乙に通知するものとする。

(1) 指定取消日又は本業務の停止日

(2) 指定取消し又は本業務の停止の理由

(3) 乙による改善策の提示と指定取消し又は本業務の停止までの猶予期間の設定

(4) その他必要な事項

- 3 乙は、第1項の規定により、指定管理者の指定を取り消され、又は本業務の停止を命じられた場合において、乙に損害、損失や費用負担が生じて、甲はその賠償の責めを負わない。
- 4 甲は、第1項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は本業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、既に支払った対価のうち、未履行部分その他返還が相当と認められる部分の返還を乙に求めることができる。この場合において、第24条第3項又は第4項の規定により、対価が既に減額され、又は返還されているときは、その減額又は返還の額を前段の規定による返還額から控除するものとする。
- 5 第1項の規定により乙の指定が取り消されたときは、本協定は、当該指定の取消しの日をもって終了する。

(乙による指定の取消しの申し出)

第36条 乙は次のいずれかに該当する場合、甲に対して指定の取消しを申し出ることができるものとする。

- (1) 甲が本協定の内容を履行せず、又は本協定に違反したとき。
 - (2) 甲の責めに帰すべき事由により乙が損害又は損失を被ったとき。
 - (3) その他、乙の責めに帰すべき事由により乙が指定の取消しを希望するとき。
- 2 甲は、前項の申し出を受けた場合、乙との協議を経てその措置を決定するものとする。

(不可抗力による指定の取消し)

第37条 甲又は乙は、不可抗力の発生により、本業務の継続が困難と判断した場合は、相手方に対して指定取消しの協議を求めることができるものとする。

- 2 協議の結果、やむを得ないと判断された場合、甲は指定の取消しを行うものとする。
- 3 前項における取消しによって乙に発生する損害・損失及び増加費用については、市民サービス及び市民保護の観点から合理性が認められる範囲で甲が負担することを原則とする。

(指定期間満了以前の指定の取消しの場合の取扱い)

第38条 第33条第1項、第3項及び第4項並びに第34条の規定は、第35条から前条までの規定により指定管理者の指定が取り消され、本協定が終了した場合について準用する。ただし、甲及び乙が別段の合意をした場合は、この限りでない。

第9章 その他

(権利義務の譲渡の禁止)

第39条 乙は、本協定によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(自主事業)

第40条 乙は、自己の責任及び費用により、要求水準書に定める必須提案事業を実施するものとし、本施設の設置目的に合致し、かつ、本業務の実施を妨げない範囲において、その他の自主事業を実施することができる。

2 乙は、自主事業を実施する場合は、甲に対して事業計画書を提出し、事前に甲の承認を受けなければならない。

3 甲及び乙は、自主事業を実施するにあたっては、別途の自主事業の実施条件等を定めることができるものとする。

(協定の変更)

第41条 本業務に関し、業務の前提条件若しくは内容に変更があったとき又は特別な事情が生じたときは、甲及び乙が協議の上、本協定の規定を変更することができるものとする。

(災害等非常時の施設の使用)

第42条 甲は、災害等の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本施設の全部又は一部を避難場所、避難所その他甲が指定する用途（以下「避難所等」という。）に使用する必要があると認めるときは、乙に対し、本施設の利用の制限その他必要な措置を指示し、本施設を避難所等として開設し、使用することができる。

2 甲及び乙は、避難所等の開設及び運営を円滑に行うため、「深谷市地域防災計画」その他甲が定める防災に関する計画等に基づき、避難所等の開設及び運営に係る役割分担、連絡体制その他必要な事項について、あらかじめ協議するものとする。また、乙は、関係機関との連絡体制を構築し、災害等の非常時に備えて必要な情報交換等を行うものとする。

3 乙は、甲が本施設を避難所等として使用するときは、前項の協議により定めた役割分担に従い、その開設及び運営に協力するものとする。役割分担に定めのない事項又は甲が行うものとされた事項についても、甲から要請があったときは、乙はこれに協力するものとする。

4 乙は、避難所等の開設及び運営のために実施した業務の内容及びこれに要した費用について、甲に書面により適宜報告するものとする。

5 乙は、避難所等の運營業務において取り扱う個人情報を、当該業務に必要な範囲で利用するとともに、関係法令及び別記個人情報取扱特記事項に従い、適正に取り扱わなければならない。

(災害等非常時の費用の負担)

第43条 前条の規定による避難所等の開設若しくは運営又は本施設の利用の制限に起因して乙に損害、損失又は増加費用が生じたときは、合理性が認められる範囲で甲が負担することを原則とし、その負担額及び支払方法は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(その他)

第44条 その他、本協定に関し疑義が生じた場合又は本協定に定めのない事項については、甲と乙の協議の上、定めるものとする。

別記

個人情報取扱特記事項

(従事者の監督)

- 第1条 乙は、本協定に基づく業務（以下「本件業務」という。）に従事している者（以下「従事者」という。）に対し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第66条、第67条、第176条及び第180条の規定の内容を周知し、従事者から誓約書（別記様式）の提出を受けなければならない。
- 2 乙は、前項の規定により従事者から誓約書の提出を受けたときは、甲に対し、その写しを提出しなければならない。
- 3 乙は、その取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、従事者に対して、第3条第1項により講ずることとした措置の周知及び遵守状況の監督その他の必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(損害のために生じた経費の負担)

- 第2条 本件業務の実施に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、その損害が甲の責めに帰する事由による場合は、その損害のために生じた経費は、甲が負担するものとする。

(安全管理措置)

- 第3条 乙は、個人情報の管理責任者、従事者の管理体制及び実施体制、個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理に関する定めを作成するなど必要かつ適切な措置を講じなければならない。
- 2 乙は、前項の規定により定めを作成するなど必要かつ適切な措置を講じたときは、甲に対し、その内容を報告しなければならない。
- 3 甲は、個人情報の安全管理が図られるよう、乙に対して必要かつ適切な監督を行う。

(利用及び提供の制限)

- 第4条 乙は、甲の承認がある場合を除き、その取り扱う個人情報を本件業務以外の目的のために自ら利用し、又は第三者に提供してはならない。本件業務を行わなくなった後においても、同様とする。

(個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

- 第5条 乙は、その取り扱う個人情報を第三者に提供する場合において、甲と協議の上、その取り扱う個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めなければならない。

(複製等の禁止)

- 第6条 乙は、その取り扱う個人情報の複製、送信、個人情報が記録されている媒体の外部への送付又は持ち出しその他個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為をしてはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を受けたときは、この限りでない。

(資料等の返還)

- 第7条 乙は、本件業務を行わなくなった場合は、その取り扱う個人情報が記録された資料等（電磁的記録を含む。以下「返還対象資料等」という。）を速やかに甲に返還しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。
- 2 前項に定める場合のほか、乙は、甲の承諾を受けたときは、甲立会いの下に返還

対象資料等を廃棄することができる。

- 3 前2項の規定は、乙が本件業務を行う上で不要となった返還対象資料等について準用する。

(再委託の禁止等)

第8条 乙は、本件業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 乙は、前項ただし書の規定により、本件業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、本協定の趣旨にのっとり、その取扱いを委託され、又は請け負った個人情報の安全管理が図られるよう、委託を受け、又は請け負った者に対して次に掲げる事項を行わなければならない。

(1) 法第66条、第67条、第176条及び第180条の適用を受けることの説明

(2) 個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じさせること

(3) 個人情報の取扱状況、管理状況、従事者の管理体制及び実施体制について必要かつ適切な監督をすること

- 3 乙が本件業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合において、当該第三者のすべての行為及びその結果についての責任を負うものとする。

(取扱状況の報告等)

第9条 乙は、甲に対し、甲、乙双方の合意に基づき定めた期間、方法及び内容等で、その取り扱う個人情報の取扱状況、管理状況、従事者の管理体制及び実施体制について、甲が認めた場合を除き書面により報告しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、甲は、乙が取り扱う個人情報の取扱状況について、必要に応じ報告を求め、実地に調査することができる。

- 3 甲は乙に対し、前2項の規定による報告又は調査の結果に基づき、必要な指示をすることができる。

(本協定の解除)

第10条 甲は、乙の責めに帰すべき事由により情報漏えい等の事故が発生したときは、本協定を解除することができる。

(安全確保上の問題への対応)

第11条 乙は、本件業務の遂行に支障が生じるおそれのある事案の発生を知ったときは、直ちにその旨を甲に報告し、遅滞なく書面により報告しなければならない。

- 2 乙は、前項の事案が個人情報の漏えい、滅失又は毀損その他の個人情報の安全確保に係る事態である場合には、直ちに甲に対し、当該事案の内容、経緯、被害状況等を報告し、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置に関する甲の指示に従わなければならない。

- 3 乙は、事案の内容、影響等に応じて、その事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る本人への対応（本人に対する適宜の手段による通知を含む。）等の措置を甲と協力して講じなければならない。

(個人情報取扱特記事項 別記様式)

誓 約 書

私は、本件業務（契約業務名）に従事するに当たり、その業務を通じて取り扱う個人情報に関し、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 66 条（安全管理措置）、第 67 条（従事者の義務）、第 176 条及び第 180 条（罰則）の規定の内容について、下記の者から説明を受けました。

私は、本件業務に従事している間及び従事しなくなった後において、その業務を通じて取り扱う個人情報について、個人情報の保護に関する法律等の関係法令が適用されることを自覚し、本件業務の従事者として誠実に職務を行うことを誓います。

記

説明した者 (乙の名称)
 (本件業務に関する総括責任者の役職名) (氏名)

年 月 日

 所属・職名
誓約者（従事者） 氏名 印

（注）この場合における「従事者」とは、乙の組織内において、乙の指揮命令系統に属し、本件業務に従事している者すべてが含まれる。いわゆる正規職員・社員等に限られず、また、乙と雇用関係にあることは要件ではない。すなわち、いわゆるアルバイトや派遣労働者、法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）の代表者又は法人若しくは人の代理人も含まれる。

別紙 1
モニタリング実施要領

※「別紙 1 モニタリング実施要領（案）」に基づき、
事業者との協議の上、本業務に係るモニタリング実施要領を規定する。

別紙 2
対価の構成及び支払方法

※「別紙 2 対価の構成及び支払方法（案）」に基づき、
事業者との協議の上、本業務に係る対価の構成及び支払方法を規定する。

別紙 3
プロフィットシェアの適用・納付方法

※「別紙 3 プロフィットシェアの適用・納付方法（案）」に基づき、
事業者との協議の上、プロフィットシェアの適用・納付方法を規定する。

本協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各々 1 通を所持する。

令和●年●月●日

甲 埼玉県深谷市仲町 11 番 1 号
 深谷市
 深谷市長 小 島 進

乙 ●
 ●
 代表団体 ●
 代表取締役 ●